

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（ほ場整備事業）（湊野地区外1））計画を平成22年9月29日変更した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成22年10月12日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成22年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造